

定 款

SBIインシュアランスグループ株式会社

平成 28 年 12 月 19 日設立
平成 29 年 3 月 30 日定款変更
平成 29 年 3 月 31 日定款変更
平成 30 年 6 月 26 日定款変更
令和 4 年 6 月 21 日定款変更

定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、SBI インシュアランスグループ株式会社と称し、英文では、SBI Insurance Group Co., Ltd. と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 生命保険会社、損害保険会社その他の保険業法の規定により子会社とした会社の経営管理
- (2) その他前号の業務に附帯する業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第5条 (公告の方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし事故等やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、75,000,000株とする。

第7条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当ておよび募集新株予約権の割り当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第9条 (単元未満株式の買増し)

当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第10条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第11条 (株主名簿管理人)

当社は、株式および新株予約権につき株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株

予約権原簿に係る事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第12条（株式取扱規則）

当会社の株主名簿の作成および備置き、単元未満株式の買い取り売渡、株主の権利行使の方法、その他株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料については、法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要があるときに随時これを招集する。

2. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき招集する。

第14条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第15条（株主総会の招集権者および議長）

株主総会の招集権者および議長は、あらかじめ取締役会の定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第16条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとにその代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第19条（員数）

当会社の取締役は、15名以内とする。

第20条（選任方法）

当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任し、その決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

第21条（任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第22条（代表取締役）

取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会の招集権者および議長は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれにあたる。当該取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

第 25 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 27 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

第 28 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 29 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 30 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、5 名以内とする。

第 31 条（選任方法）

当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任し、その決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 32 条（任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。

第 33 条（常勤の監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を 1 名以上選定する。

第 34 条（監査役会）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、また、監査役全員の同意を得て招集の手続を省略することができる。

2. 監査役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。

第 35 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第36条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計算

第37条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第38条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

第39条（剰余金の配当の基準日）

剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

2. 前項の他、当社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第40条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第41条（剰余金の配当等の除斥期間）

剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 剰余金の配当には、前項の期間内であっても、利息を付さない。

附則

第1条（株主総会資料の電子提供措置等に関する経過措置）

現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。